

過年度工事に関する調査について

令和5年12月22日

福島地方環境事務所

【目的】

- 過去の工事における同種の事例と無断持ち出し防止に関する取組を調査・情報収集することで、今後の再発防止対策の検討に資することを目的とする。

【調査方法】

- ヒアリングによる実施
(調査対象とした工事の元請受注者への対面又はオンラインによる聞き取り)

【調査対象】

- 過去5年間（平成30年度以降）に行われた被災家屋・建物の解体工事
工事件数：54件

【調査実施時期】

- 2023年11～12月

【調査項目】

- 解体工事に関する現場管理状況
- 個別品目の管理状況
- 無断持ち出しに関する情報の有無や再発防止対策に対する意見 等

- 既報告の事例を除き、新たな無断持ち出しの事例は確認されなかった。
 - 一部の工事では、防犯カメラの活用や廃棄物運搬に係る整合性確認等の取組を実施していた一方、特筆すべき盗難防止の取組を実施していなかった工事もある等、各工事での対策実施状況には、ばらつきがみられた。
 - 対策を実施している場合も、多くの工事においては、盗難防止の観点から明確な方針に基づいて実施したのではなく、受注者独自の判断により、個々の現場に
応じて適宜取組が行われていた。
 - 帰還困難区域避難指示解除前には、入退場ゲートにて入退域管理が行われていることを前提とした対策がとられていた。
- ⇒ 今後の再発防止対策においては、明確に規定・発注図書に明示することで、環境省発注解体工事において統一的な対策実施を実現する必要がある。

	多くの工事での取組	一部の工事での取組
1) 解体現場の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰還困難区域入退域ゲートによる立入制限 ・ 出入口の施錠 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮囲いの設置（大型解体現場。ただし、安全上必要と判断された場合のみ） ・ 防犯カメラの設置（大型解体現場） ・ 有価物を極力現場残置しない。 ・ 重機での封鎖（ただし、可能な場合のみ）
2) 作業員の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認（帰還困難区域入退域ゲート） ・ 本人確認（勤怠管理） ・ 作業員教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場毎の作業員登録・確認 ・ 担当工事エリア毎に、作業員が着用するベストを色分け
3) 車両の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行証・車番確認（帰還困難区域入退域ゲート） ・ 工事ステッカーの貼付 ・ ルートの指定（渋滞回避が主目的） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPSを用いた走行ルート管理 ・ 一部走行ルートへの防犯カメラ設置

	多くの工事での取組	一部の工事での取組
4) 廃棄物の管理、仮置場との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> • 運搬伝票による品目・数量管理 • 解体現場における線量測定 • フレコンについて、現場でのクレーンスケールによる重量測定、仮置場での台貫による重量測定 • バラ積みについて、仮置場での台貫による重量測定 	<ul style="list-style-type: none"> • 解体現場と仮置場で重量を測定し、突合（大型解体現場） • 現場での荷姿写真の撮影（大型解体現場） • 翌日の搬出予定台数の仮置場への事前報告と、仮置場管理側から解体工事側への、運搬車両の実績台数の共有

これまでの知見を踏まえ、盗難リスクがあり得る品目（金属くず、電線・ケーブル、配管、自転車等）について管理状況等を聴取

1) 各品目の盗難リスクの認識

- 金属くずについては、多くの工事で、盗難リスクへの認識あり。
- 当初想定していた品目に加え、一部の工事では残置されたバッテリー等について、盗難リスクを認識

2) 管理方法

- 品目に応じた独自の管理方法は特段無し。
- 合積み进行を避ける。
- 現場の巡回監視
- リスクが高いとされる品目について、三者立会時の記録簿による管理
- リスクが高いとされる品目について、数量（台数）を管理
- 現場の写真を撮影・記録し、後日盗難疑い等があった際に参照できるようにしておく。

①有効と考える対策など

- 防犯カメラの設置
- 監視員の設置等による監視強化
- 現場に無用な残置をしない。
- 物品そのものに価値がある廃棄物については、全てを解体着手前に事前搬出するのは現実的ではないため、当該物品を壊す等予め価値を毀損しておくことで、盗難リスクを下げられる。

②環境省への要望

- 発注者としての対策費用の十分な負担
- モラル・マナー教育への協力（元請受注者が作業員等に教育するための、受注者への啓発）
- 買い取り業者への注意喚起（近年、浜通り周辺に金属買取業者が増えてきたことが、盗難・無断持ち出しリスクを高めているとの認識）